

規則

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則

(手数料の納付の方法)

第一条 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例(平成二十七年埼玉県条例第六十五号)第一条の手数料(第三条において「手数料」という。)は、現金により納めなければならない。

(交付の方法)

第二条 書面等を複写機により用紙に複写し、又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力する場合において、日本工業規格A列三番又はA列四番の用紙の大きさで複写し、又は出力することができないときは、分割して複写し、又は出力するものとする。

(手数料の減免)

第三条 審理員等は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下この条において「法」という。)第三十八条第一項(法第六十六条第一項及び他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、これらの規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第三十八条第一項又は法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を求めるとき、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。